

障がいのある方の

就労促進に向けて



## 障がい者雇用に関わる用語

### <障がい者雇用に関わる機関>

#### 〇就労支援移行事業所

一般企業での就業や、あるいは仕事で独立することを目指す障がい者が、本人に見合った職場への就職と定着を目指して行われるサービス事業所。

#### 〇地域障害者職業センター

公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設。

#### 〇ハローワーク

仕事をお探しの方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関。

#### 〇公共職業訓練校

障がいのある方が、障がいの事情等に応じてその有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練を行っている職業能力開発施設。

#### 〇障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図る事業所。

#### 〇ジョブパーク

ハローワークと連携し、相談から就職、安定した生活を実現していただくまでを支援する就業支援拠点。大学生・留学生、若年者、中高年齢者や女性の方など、幅広い府民の皆さんの就業活動をサポートする機関。

### <障がい者雇用に関わる制度>

#### 〇職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適應するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

#### 〇トライアル雇用

働いた経験が少ないことや知識・スキル不足により就職に不安がある方などが期間の定めのない雇用への移行を前提として、原則3か月間、その企業で試行雇用（有期雇用）として働いてみる制度。

#### 〇場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障がい者の円滑な就職及び職場適應を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

#### 〇障害者雇用納付金制度

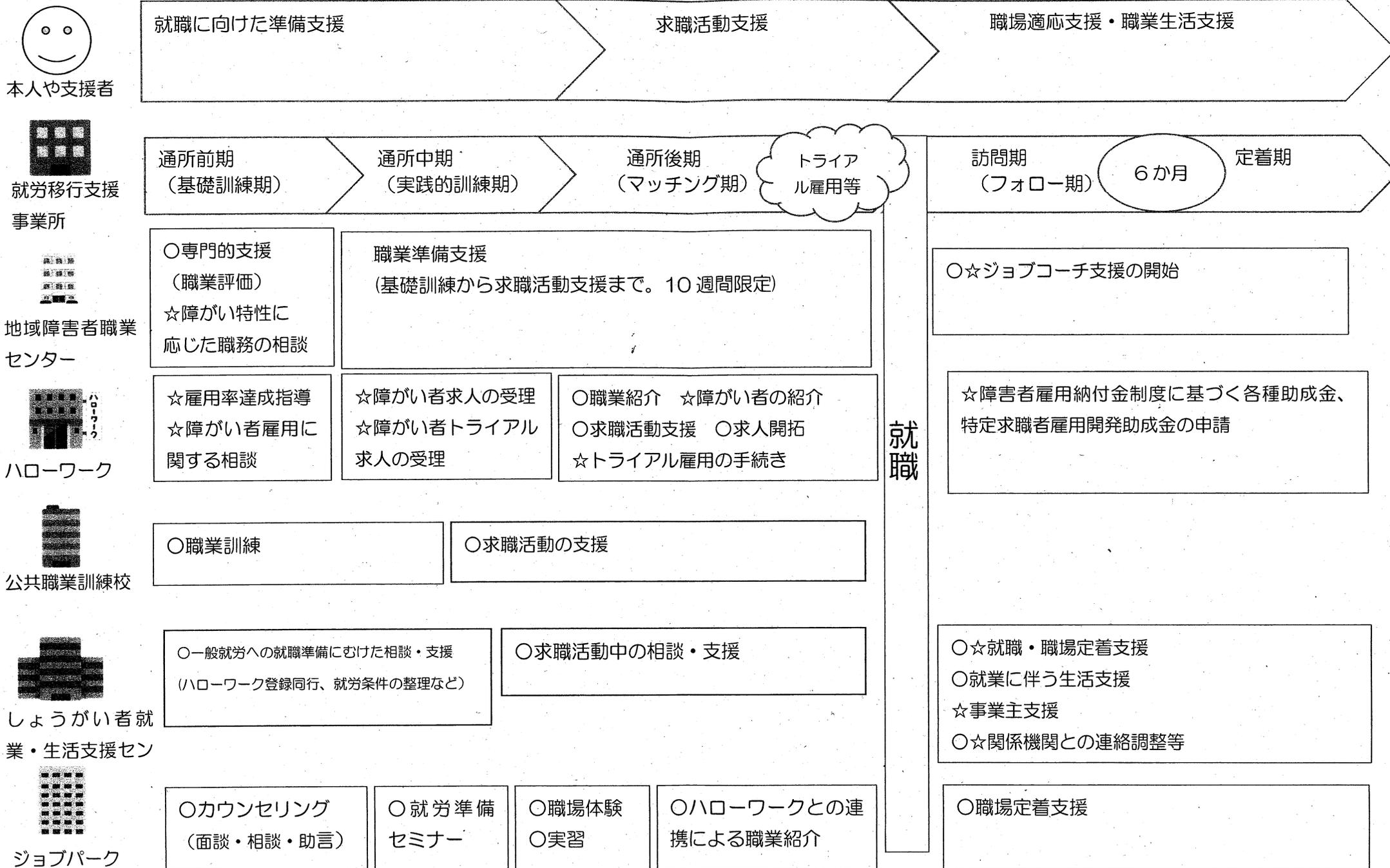
障がい者を雇用するためには、作業施設や作業設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要となるために、健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うことから、障がい者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障がい者雇用の水準を高めることを目的とした制度。

#### 〇特定求職者雇用開発助成金

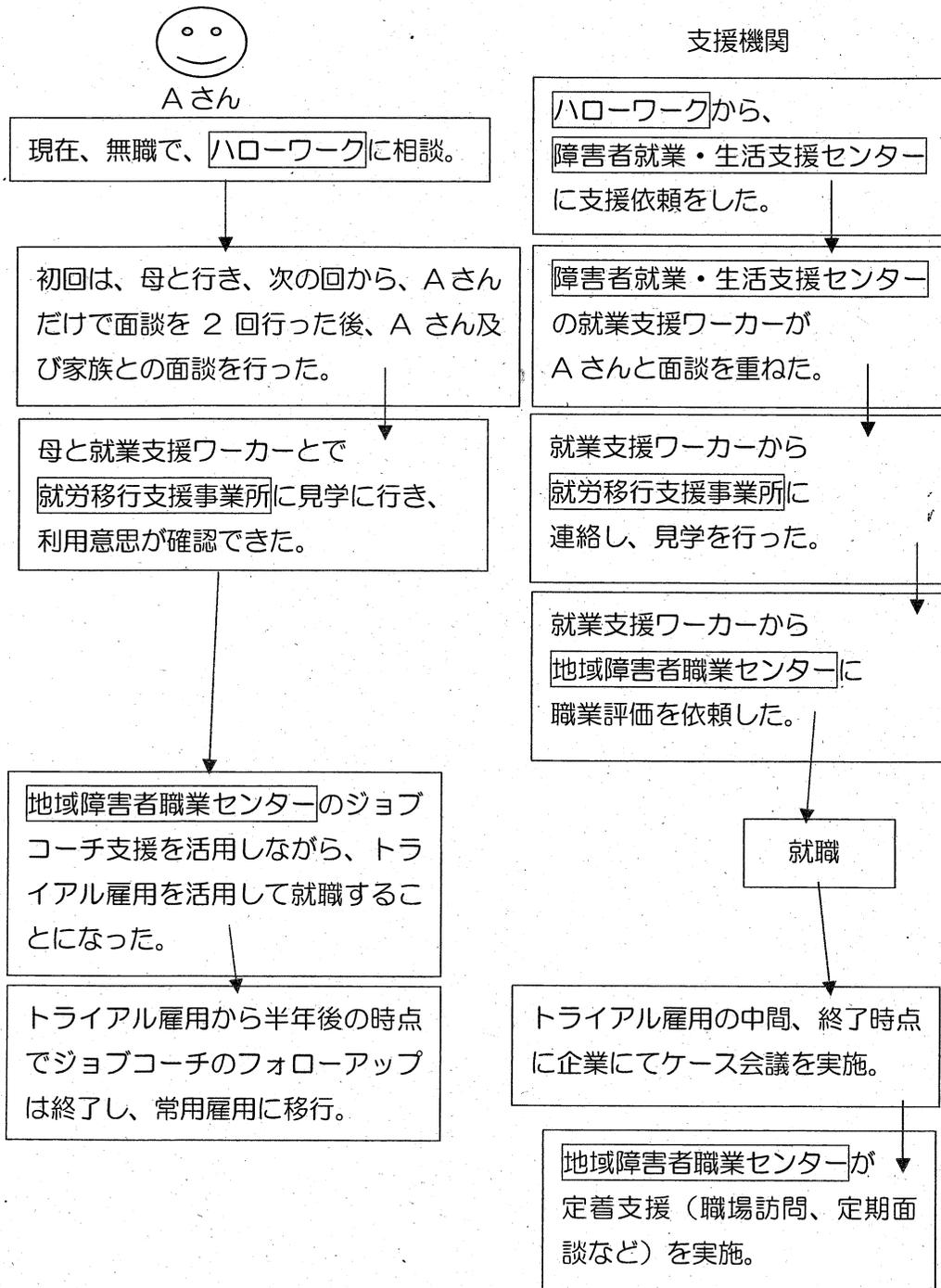
ハローワークなどの職業紹介により、就職が困難な方（障がい者、高齢者、母子家庭の母など）を採用した事業主の方に対する助成制度。

# <就職・定着するまでの流れ>

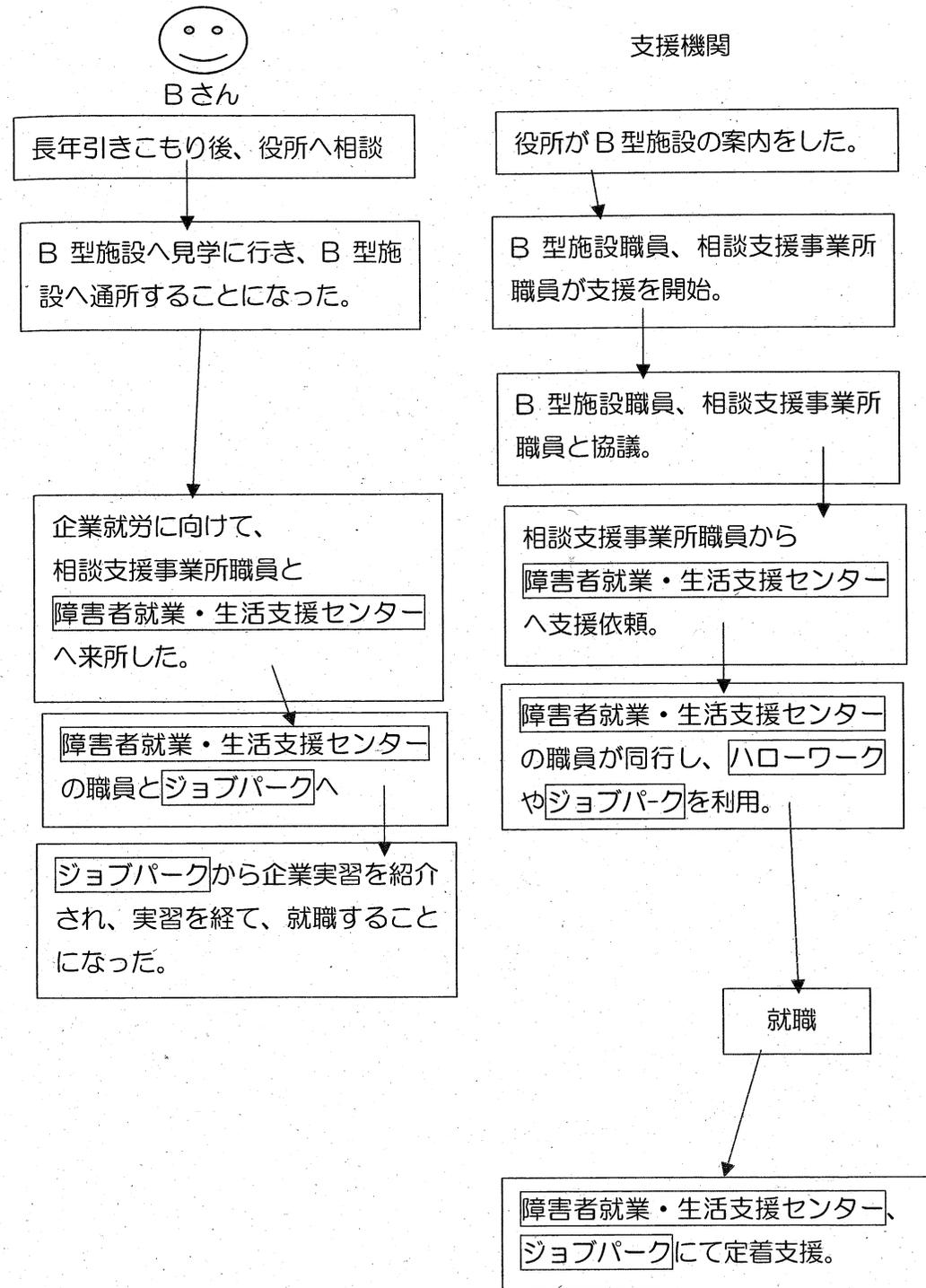
- 本人・支援者への支援
- ☆企業への支援



事例① Aさんの場合（軽度知的障害のある20代男性）



事例② Bさんの場合（精神障がいのある40代女性）



<乙訓圏域の障がい者雇用に関わる機関の連絡先一覧>

○就労支援移行事業所

就労移行支援事業所ステージ

(運営主体 NPO 法人 こらぼねっと京都)・電話 075-874-7406

○地域障害者職業センター

京都障害者職業センター ・電話 075-341-2666

○ハローワーク

ハローワーク京都七条 ・電話 075-341-8609

○公共職業訓練校

(独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構)

ポリテクセンター京都(京都職業能力開発促進センター)

・電話 075-951-7397

(京都府立高等技術専門学校)

京都障害者高等技術専門学校 ・075-642-1510

城陽障害者高等技術専門学校<京都障害者高等技術専門学校 分校>

・0774-54-3600

◇訓練を受講するには・・・ご住所を管轄するハローワークでご相談ください。

○障害者就業・生活支援センター

しょうがい者就業・生活支援センター アイリス

・電話 075-952-5180 又は 075-952-5190

○ジョブパーク

京都ジョブパーク

・電話 075-682-8915